

**被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（海外ブース出展・伝承施設ツアー実施業務）  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 事業の目的**

福島県風評・風化対策強化戦略（第6版）においては、「現在も根強い風評が残っており、風化の傾向が年々進行している」という分析がなされた。

福島県に対する「良いイメージを持っている」と回答した人の割合は49.0%で、「どちらともいえない」と回答した無関心層（＝ニュートラル層）が近年増加傾向であることから、情報を発信するエリアの傾向に対応した効果的な発信により、ネガティブ層への移行を防ぐとともに、ポジティブ層への引き上げを図り、風評・風化の進行を防ぐ必要がある。

本事業は、東日本大震災及び原子力災害の記憶の風化を抑制するため、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした福島県内の震災伝承施設（以下「伝承施設」という。※）等の取組や魅力などの情報発信を行う。

特に海外イベントでのブース出展及び伝承施設等を巡るツアーの実施により、海外を含めた県内外のニュートラル層へアプローチし、関心を持たせることで、福島へのイメージをアップデートさせ、県内への交流人口拡大（伝承施設への来館者増）を促すことを目的とする。

※WEBサイト「3. 1 1 伝承ふくしま」で紹介している施設。

**2 業務概要**

**(1) 委託業務名**

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（海外ブース出展・伝承施設ツアー実施業務）

**(2) 業務内容**

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（海外ブース出展・伝承施設ツアー実施業務）委託仕様書（案）のとおり。なお、企画提案書の選定後に、提案内容を反映し、仕様書を確定させる。

**(3) 委託業務期間**

委託契約締結の日から令和9年3月19日（金）までの期間

**(4) 委託上限額**

6, 5 2 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）

**3 公募型プロポーザルに係る事項**

**(1) プロポーザルの参加要件**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはそ

の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- オ 県税を滞納している者でないこと。
- カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 実施要領等の入手方法
- 実施要領及び各様式等については、福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課(以下、「生涯学習課」という。)のホームページからダウンロードして入手するものとし、生涯学習課の窓口又は郵送等での配布は行わない。
- (URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055b/proposal-ayumi2026-2.html>)

#### 4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けるものとする。

- (1) 提出期限  
令和8年7月13日(月)15時まで(必着)
- (2) 提出方法  
質問書(第1号様式)により、生涯学習課(shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp)宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。なお、電話による質問の受付は行わない。
- (3) 回答  
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、生涯学習課のホームページに公表する。なお、個別の回答は行わない。

#### 5 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書(第2号様式)を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出期限  
令和8年7月17日(金)15時まで(必着)
- (2) 提出方法  
生涯学習課(shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp)宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。
- (3) 参加資格の確認  
生涯学習課において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和8年7月21日(火)までに電子メールで通知する。

#### 6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加申込書の提出」を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

- (1) 提出期限  
令和8年7月28日(火)17時まで(必着)
- (2) 提出方法  
生涯学習課へ郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の8時30分から17時00分とする。

(3) 企画提案書等

ア 企画提案書及び工程表

- ・任意様式
- ・日本産業規格A4判
- ・20枚以内(表紙も1枚としてカウント、両面印刷の場合は10枚)

イ 事業経費積算書(任意様式、ただし日本産業規格A4判とする。)

ウ 会社概要(第3号様式)

エ 業務実施体制書(第4号様式)

オ 直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況がわかるもの)

カ 定款の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規則に相当するもの。)

キ 法人登記簿の写し(企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの)

※法人格を有しない場合は、提出不要

(4) 提出部数

ア～エ…7部、オ～キ…1部

## 7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて参加申込書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本実施要領に違反すると認められた場合

キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

(5) その他

ア 参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

エ 提出された企画提案書等にかかる第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため開示しない。

## 8 公募型プロポーザルの審査及び契約締結手続きに関する事項

プロポーザルによる各社等からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、契約候補者(単独随意契約候補者)を選定し、契約締結の手続きを行うものとする。

(1) 審査の方法

県が設置する「プロポーザル審査委員会」により、総合得点が最も高い提案者を契約候補者(単独随意契約の予定者)として選定する。提案が1者の場合も審査を行うが、その場合は、総得点率が6割以上の得点をもって契約候補者とする。

(2) 審査会

審査は書面審査とする。

(3) 評価基準及び配点

別紙1「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（海外ブース出展・伝承施設ツアー実施業務）公募型プロポーザルにおける審査基準と評価基準」参照のこと。

(3) 結果通知等

審査により、契約候補者を決定後、プロポーザル参加者全員に審査結果を通知するとともに、生涯学習課ホームページにて公表するものとする。ホームページで公表する内容は契約候補者名とその総得点、契約者候補者以外の名前を非公表とした総得点とする。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、契約候補者が提案した内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様を作成することがある。

イ 契約の締結

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続に基づき、契約候補者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

ウ 契約保証金について

契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することが出来る。

エ その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合や、契約候補者が契約を辞退した場合等は、審査結果において総合点数が次点であった者と協議するものとする。

## 9 公募方法とスケジュール

(1) 公募方法

福島県ホームページにより公募する。

(2) スケジュール（予定）

項 目	日 程
公募開始	令和8年7月8日（水）
質問書の提出期日	令和8年7月13日（月）15時まで
プロポーザル参加申込書提出期日	令和8年7月17日（金）15時まで
企画提案書提出期日	令和8年7月28日（火）17時まで
審査会（書面）	令和8年7月29日（水）～ 令和8年8月4日（火）予定
契約締結	令和8年8月上旬（予定）

## 10 問合せ先及び各書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課（担当：関）

電話：024-521-7784

E-mail：shougaiyakushuu@pref.fukushima.lg.jp

【第1号様式】

## 質問書

令和8年 月 日

会 社 名 \_\_\_\_\_

質問に関する責任者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（海外ブース出展・伝承施設ツアー実施業務）公募型プロポーザルについて、次の項目を質問します。

質問事項	内 容

※ 令和8年7月13日（月）15時までに提出してください。

【提出先】 福島県生涯学習課：[shougaiyakushuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:shougaiyakushuu@pref.fukushima.lg.jp)

※ 送信後は、電話で着信確認をしてください。（電話：024-521-7784 担当：関）

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業  
(海外ブース出展・伝承施設ツアー実施業務)  
公募型プロポーザル参加申込書

福島県知事 様

(参加申込者)

所在地

法人名

(団体名)

代表者

連絡先(担当者名)

(電話番号)

(電子メール)

福島県知事が発注する標記の業務について参加を申し込みます。

なお、実施要領に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しません。
- 2 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)ではありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。
  - ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 5 福島県の県税を滞納していません。
- 6 消費税または地方消費税を滞納していません。

【第3号様式】

会社概要

会社名 (名称)	
代表者の職・氏名	
住所	〒
電話番号	
ホームページ	
創業年月日	
資本金 (資産の総額)	
従業員数 (構成人数)	
担当者の所属・職・氏名	
メールアドレス	
類似業務の主な実績	

※ 必要項目が記載してあれば、既存パンフレット等も可とします。

※ 法人格を有しない場合は、( )で読みかえて記載ください。

【第4号様式】

## 業務実施体制書

○ 人員予定配置

業務内容	主担当者氏名	従事者数
		人
		人
		人
		人
		人
		人
		人
		人

○ このほかに人員配置があれば業務名と人数を記入してください。